

座間市教育委員会 3月定例会会議録

1 開会日時 令和2年3月25日(水) 午後4時00分

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 鈴木 義範 教育委員 天野 久美
 教育委員 小井田 由美子 教育委員 馬場 悠男

4 出席職員 教育部長兼図書館長 石川 俊寛 教育総務課長 高木 力
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 福田 進
 教育指導課長 小川 雅嗣 教育研究所長 江崎 厚史
 生涯学習課長 松崎 佳子 図書館奉仕係長 葉山 敦美

5 書 記 古川 武夫 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	10	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	11	座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の一部を 改正する要綱	教育総務課長	承認
3	12	座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱	学校教育課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者	結果
1	3	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—
2	4	県費負担教職員の人事異動について	学校教育課長	—

教育長 ただいまより、3月定例教育委員会を開会いたします。
 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 それでは、会期は3月25日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に鈴木委員と小井田委員を指名いたします。

それでは、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過報告として、いくつかの行事についてはその詳細をお伝えいたします。

<教育長報告>

教育長 2月12日（水）定例教育委員会、教育長、教育長職務代理者、天野委員、小井田委員、馬場委員出席です。

2月12日（水）市小学校教育研究会研究発表会、教育長、教育長職務代理者、小井田委員出席です。

2月14日（金）東海道五十三次版画展、教育長出席です。

2月14日（金）市長定例記者会見、教育長出席です。

2月15日（土）協働事業防災講演会、教育長出席です。

2月16日（日）社会教育フォーラム、教育長、小井田委員、馬場委員出席です。

2月17日（月）政策会議、教育長出席です。

2月18日（火）第1回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育長出席です。

2月19日（水）東海大相模高校野球部表敬訪問、教育長出席です。

2月20日（木）市議会第1回定例会開会、教育長出席です。

2月21日（金）市議会第1回定例会総括質疑、教育長出席です。

2月25日（火）政策会議、教育長出席です。

2月25日（火）第2回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育長出席です。

2月26日（水）第3回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育長出席です。

2月27日（木）臨時校長会議、教育長出席です。

2月27日（木）第4回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育長出席です。

2月28日（金）市議会第1回定例会一般質問、教育長出席です。

2月28日（金）第5回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育長出席です。

2月28日（金）臨時校長会議、教育長出席です。

3月2日（月）市議会第1回定例会一般質問、教育長出席です。

3月2日（月）第6回及び第7回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育

長出席です。

3月3日（火）市議会第1回定例会一般質問、教育長出席です。

3月3日（火）第8回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育長出席です。

3月4日（水）定例校長会議、教育長出席です。

3月5日（木）第10回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育長出席です。

3月6日（金）臨時教育委員会、教育長、教育長職務代理者、天野委員、小井田委員、馬場委員出席です。

3月11日（水）中学校の卒業式があり、教育長職務代理者が栗原中学校、小井田委員が東中学校、教育長が相模中学校にそれぞれ出席いたしました。新型コロナウイルス感染症対策のため、来賓者と在校生が不在の式ではありましたが、門出にふさわしい素晴らしい卒業式でした。

3月12日（木）第11回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育長出席です。

3月13日（金）交通安全横断旗寄贈式、教育長出席です。

3月13日（金）市防災会議、教育長出席です。

3月18日（水）座間ロータリークラブからのランドセルカバー寄贈式、教育長出席です。

3月18日（水）第12回座間市新型コロナウイルス感染症対策会議、教育長出席です。

3月19日（木）小学校卒業式、教育長、教育長職務代理者、小井田委員出席です。

3月23日（月）市議会第1回定例会閉会、教育長出席です。

3月24日（火）政策会議、教育長出席です。

3月25日（水）平塚信用金庫からの絵本寄贈式、教育長出席です。

以上です。ただいまの経過報告について、ご意見、ご質問等ございますか。

教育長 ご質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、議案の審議に移ります。

お諮りします。議案第10号「座間市教育委員会職員の人事について」は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

教育長 ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。

(議案第10号「座間市教育委員会職員の人事について」は非公開)

教育長 続きまして、議案第11号「座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の一部を改正する要綱」、高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 議案第11号「座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の一部を改正する要綱」、座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の一部を別紙のとおり改正する。提案理由ですが、提出書類の標準化・明確化を図るため提案するものです。

本要綱は、団体等が行う教育、学術、文化、芸術、体育その他の事業で、本市の教育及び文化の振興に寄与すると認められるものに対し、本市教育委員会が共催、後援又は協賛を行うことについて、団体及び事業の要件を定めております。

共催等の承認の可否決定等にあたっては、申請者からの提出書類を基に要件の審査をいたしますが、本改正案は、この提出書類を整理のうえ、申請等の際に明確になるよう、条文及び様式の改正を行うものです。

次のページをご覧ください。座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の一部を改正する要綱、座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の一部を次のように改正する。

皆様は、8ページの新旧対照表をご覧ください。

第5条第1項に次のただし書を加える。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。第5条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号本文中「団体」の次に「等」を加え、「、会則」を「又は会則」に改め、「及び組織に関する書類」を削り、同号ただし書を削り、同号の次に次の1号を加える。第2号 団体等の役員名簿。第9条中「事業実施報告書(第5号様式)により教育委員会に報告するものとする。」を「事業実施報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に報告しなければならない。」に改め、同条に次のただし書を加える。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。第9条に次の各号を加える。(1) 実施事業に係る経費の収支決算書、(2) その他教育委員会が必要と認める書類。

7ページにお戻りください。下から10行目です。第1号様式から第5号様式までを次のように改める。各様式の改正内容については、別紙にて後ほど説明いたします。附則、1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

9ページをご覧ください。様式の改正内容について、主な改正箇所を申し上げます。まず、第1号様式です。上から7行目、申請者の代表者名を記載する箇所ですが、現行では「代表者」となっておりますが、改正案では代表者の職名の記載を求めること

とし、「代表者職氏名」に改めました。次に、枠内の「実施期間」の記載欄ですが、現行では「平成 年 月 日 ()」と記載されておりますが、改正案ではこれを削除しました。次に「実施場所」の記載欄ですが、現行では記載欄を上下2つに分ける点線が設けられておりますが、改正案ではこれを削除しました。次に「入場(参加)予定人数」ですが、現行では「入場予定人員」となっておりますが、入場の次に「(参加)」を加え、「人員」を「人数」に改めました。次に「入場料等」の記載欄ですが、有り、無し、それぞれの前にチェック欄を設け、有りの次の括弧内に「円」を加えました。次に「添付書類」の記載欄ですが、現行では空欄となっており、提出する書類の名称を申請者が自ら記載する様式となっておりますが、改正案では改正第5条に掲げる申請に必要な書類を予め記載し、チェック欄を設けました。次に「事務処理欄」ですが、現行ではこの欄が設けられていないため、新たに設けました。

次のページをご覧ください。第2号様式です。まず、枠内の「実施場所」の記載欄ですが、現行では記載欄を上下2つに分ける点線が設けられておりますが、改正案ではこれを削除しました。次に「承認条件」ですが、1について、改正案では「提出すること」の前に「必要書類を添えて」を加えました。また、「備考欄」に記載した2つの諸注意について、現行では「承認条件」の欄に4及び5として記載しておりますが、こちらは承認条件ではないため、改正案では新たに備考欄を設けて記載しました。

次のページをご覧ください。第3号様式です。まず、枠内の「事業の内容」の記載欄ですが、現行では「申請書記載のとおり」と予め記載しておりますが、改正案ではこれを削除しました。次に「実施期間」の記載欄ですが、現行では「平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日」と記載されておりますが、改正案ではこれを削除しました。次に「実施場所」の記載欄ですが、現行では記載欄を上下2つに分ける点線が設けられておりますが、改正案ではこれを削除しました。

次のページをご覧ください。第4号様式です。まず、上から6行目、現行では「申請のあった共催等名義使用承認申請については、下記の理由により取消とします」となっておりますが、改正案では「承認した共催等名義使用について、次の理由により取り消します。」に改めました。次に、枠内の「事業の内容」、「実施期間」及び「実施場所」の記載欄ですが、改正案では先程申し上げた第3号様式と同様に改めました。

次のページをご覧ください。第5号様式です。まず、上から7行目、申請者の代表者名を記載する箇所ですが、改正案では第1号様式と同様に「代表者職氏名」に改めました。次に枠内の「実施期間」及び「実施場所」の記載欄ですが、改正案では第1号様式と同様に改めました。次に「入場(参加)実績人数」ですが、現行では「参加者数又は入場者数」となっておりますが、「入場(参加)実績人数」に改めました。また、記載欄ですが、現行では総人数の後の括弧内において、男女別の内訳人数を記載することとなっておりますが、改正案ではこれを削除しました。次に「入場料等」で

すが、現行では「参加料又は入場料」となっておりますが、改正案のとおり改めます。また、記載欄ですが、有り、無し、それぞれの前にチェック欄を設けました。次に「添付書類」の記載欄ですが、現行では空欄となっており、提出する書類の名称を申請者が自ら記載する様式となっておりますが、改正案では改正第9条に掲げる事業報告に必要な書類を予め記載し、チェック欄を設けました。

以上のほか、全ての様式について、左上の様式番号の後に括弧書きで関係条文を明示し、年月日から平成を削除し、その他軽微な字句の整理を行いました。

以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご質問等ございますか。

教育長 ご質問等もないようですので、議案第11号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議等無いようですので、議案第11号「座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の一部を改正する要綱」は承認いたします。

続きまして、議案第12号「座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱」、野澤学校教育課長、お願いいたします。

野澤課長 議案第12号「座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱」、座間市就学援助要綱の一部を別紙のとおり改正する。提案理由でございますが、就学援助の対象者を拡大し、同時に字句の整理を行うため提案するものでございます。

15ページをご覧ください。まず、この就学援助の対象者の拡大についてですけれども、対象者に次年度小学校入学予定者を含めました。いわゆる年長さんと言われているお子さん達になりますけれども、その方々に入学準備金を交付することにしたということに伴っての改正となります。

では、次ページからの新旧対照表をご覧ください。下線部が改正点となっております。座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱、座間市就学援助要綱の一部を次のように改正する。第1条中「児童又は生徒」を「児童生徒又は次年度小学校入学予定者」に改める。第2条第1号アからエまでの規定中「児童生徒」の次に「又は次年度小学校入学予定者」を加える。第4条第4項第2号中「中学校」を「小・中学校」に改める。第5条第1項本文中「就学援助申請書兼委任状（以下「申請書」という。）」の次に「又は入学準備金申請書」を加える。第6条第1項に次のただし書を加える。「ただし、次年度小学校入学予定者における入学準備金の申請に基づく決定の通知は申請者

にのみ通知するものとする。」第6条第3項及び第7条に次のただし書を加える。「ただし、入学準備金については、これに該当しない。」第11条中「又は」を削る。第12条第1項第1号中「児童又は生徒」を「児童生徒又は次年度小学校入学予定者」に改める。

その次のページ、別表をご覧ください。別表中「要保護・準要保護の別 児童生徒の学年」を「要保護・準要保護の別 対象学年等」に、「入学準備金 準要保護 第6学年」を「入学準備金 準要保護 第6学年、次年度小学校入学予定者」に改める。附則、この告示は、令和2年4月1日から施行する。

以上です。よろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、ご質問等ございますか。

教育長 ご質問等もないようですので、議案第12号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議等無いようですので、議案第12号「座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱」は承認いたします。

本日の議案事項は以上です。本日、協議事項はございません。報告事項に移ります。

お諮りします。報告第3号「県費負担教職員の任用について」及び報告第4号「県費負担教職員の人事異動について」は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認め、当案件は非公開といたします。

(報告第3号「県費負担教職員の任用について」及び報告第4号「県費負担教職員の人事異動について」は非公開)

教育長 本日の案件は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

野澤課長 一点よろしいでしょうか。お配りしております「座間市立小・中学校の学校閉庁日の実施について」ということで、ご説明を差し上げたいと思っております。

学校閉庁日とは、日直等をおかず、学校として対外的な業務を行わない日として定義しております。

目的ですけれども、教職員の心身の健康保持のために休養を取りやすい環境を整備する、という目的で閉庁日をおく形にしております。

対象者は、学校に勤務するすべての職員です。

実施日ですが、夏季休業期間中の、山の日を挟む8月9日から8月15日の平日、これがカレンダーによると4日間または5日間という形になりますけれども、これを実施日としたいと考えております。例ですけれども、令和2年度については8月9日が日曜日、10日が祝日となっておりまして、11日から14日までの平日、この4日間が閉庁日となります。以降、3年度、4年度とカレンダーに合わせた形で9日から15日の間の平日を閉庁日という形で設定する予定でおります。

教職員の服務等ですが、学校閉庁日は「勤務を要する日」において実施するため、年次有給休暇、夏季休暇や特別休暇の取得等により対応する。年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することがないように留意する。日直を置かないことから原則、電話対応、訪問者対応は行わない。電話は留守番電話とし、訪問者対応不可の周知は職員玄関への張り紙等で対応する。年次有給休暇等の取得を希望しない職員が出勤する場合、玄関の開錠、施錠等は出勤する職員が行うこととし、そのために管理職等が出勤することのないようにする。

その他ですが、緊急時の連絡体制です。事故、事件等の緊急連絡先は学校教育課を窓口とします。緊急連絡先については、各校の留守番電話メッセージに吹き込むことで周知を図り、緊急の連絡が入った場合は、必要に応じて学校長へ連絡するものとする。

裏面をご覧ください。メッセージ内容の例を記載しております。

部活動についてです。原則実施しない。学校施設開放等も、通常の土曜日、日曜日の対応と同様とする。保護者、地域への周知方法。保護者向けの通知は学校を通して保護者に配付する。学校ホームページ、市広報、市ホームページにより市民に周知する。先ほど申し上げましたが、閉庁日の取組についての問合せは学校教育課とするという形になっております。以上です。

教育長 ありがとうございます。今年については、土日や祝日を含むと9日間連続して休みを取れるということですね。これについてご質問等ございますか。

教育長 よろしいでしょうか。他に委員会の中で取り上げたいことはございますか。

教育長 よろしいでしょうか。

では、次回の定例会は令和2年4月15日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催します。

以上で3月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

（午後4時43分閉会）